

横光利一文学会会則

第一条（名称）

本会は、横光利一文学会と称する。

第二条（目的）

本会は、会員各自の研究・活動の推進と会員相互の連携をはかることを目的とする。

第三条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一、大会・研究集会などの開催
- 二、会報、機関誌・論集などの発行
- 三、その他の活動

第四条（会員）

本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した個人または団体とする。

第五条（会員の権利・義務）

本会の会員は、総会への参加、大会・研究集会での研究発表への応募、機関誌等への投稿、学会刊行物の入手の権利を平等に有する。また、会員登録、会費の納入の義務を負う。

第六条（名誉会員）

本会は、名誉会員を置くことができる。

- 一、名誉会員とは、代表経験者など、本会に大きく貢献した者に贈られる称号である。
- 二、名誉会員は、退会後も名誉会員として、会員に準ずる便宜（機関誌・会報の寄贈など）を受けることができる。
- 三、名誉会員は、運営委員会、評議員会の協議を経て、総会の承認によって決定する。

第七条（役員）

本会には次の役員を置き、以下の会務を掌理する。

- 一、代表（一名）。本会を代表する。
- 二、評議員（若干名）。評議員会を構成し、本会の重要事項を審議する。
- 三、運営委員（若干名）。運営委員会を構成し、本会の実務を担当する。
- 四、監査（二名）。本会の財務を監査する。
- 五、役員の選出方法については別に定める。

第八条（会員総会）

本会は毎年一回以上、総会を開催する。

第九条（会計）

- 一、本会の実務遂行に必要な経費は、会費その他の収入でまかなう。
- 二、本会の会計は、毎年一回監査を受け、総会で承認を得る。
- 三、この会の会計年度は、一月一日より十二月三十一日までとする。

第十条（会則の改訂）

会則の改訂は、総会において決定する。

（役員を選出に関する細則）

- 一、この細則は、会則第七条の規定のうち、役員選任の施行について定める。
- 二、役員は、会員のうちから選任する。
- 三、役員を選任は、評議員、運営委員の推薦によって、運営委員会が原案を提示し、評議員会、総会を通して行う。
- 四、役員の任期は二年とする。代表以外の再任は妨げない。

（会費等に関する細則）

- 一、この細則は、会則第四条・九条の規定のうち会費の施行について定める。
- 二、会費は、年額五、〇〇〇円とする（但し、学生は年額二、〇〇〇円とする）。
- 三、入会金は、一、〇〇〇円とする。
- 四、会費滞納が二年を超えた会員は、退会したものと見なす。

（事務局の設置に関する細則）

会則第二条および第三条に定められた目的と活動を円滑に実施し、また第七条に定められた運営委員会の業務を円滑に行うため、事務局を設置する。

この会則は二〇一六（平成二八）年三月五日より改正施行する。